

～勝央文化ホール利用案内（舞台使用のない方）～

○使用申請及び料金について

- 使用申請は使用日の1年前から申請が可能です。
※電話で予約した後、後日申請書を提出して頂いても構いません。
- 文化ホールの使用時間は退館するまでが使用時間となりますので、申請書には退館の時間も含めて申請してください。
- 申請書を提出いただいたから、後日教育委員会から使用許可書を申請者にお送りします。
- 文化ホールの使用料については実際にご使用いただいた時間等で計算し、後日申請者に料金納付書と使用料明細書をお送りします。
※現在、定期的にレッスンルーム・スタッフルームを使用いただいている団体は1ヶ月分まとめてお送りします。
※納付書の送り先の指定がある場合は、スタッフにお申し出ください。
- 使用料の納付については、納付書に記載のある金融機関でお支払ください。
※勝央町教育委員会窓口では、料金をお支払いいただけません。

○文化ホールの使用について

- ホール備品の使用については、必ずスタッフに許可を得て使用してください。
- ホール施設及び、ホールの備品を損傷、破損してしまった場合は速やかにホールスタッフにお申し出ください。
- スタッフの注意は必ずお守りください。
※スタッフの注意等、守っていただけない場合は使用を中止させていただくことがあります。
- 館内は禁煙ですので、館外の所定の場所で喫煙してください。

○文化ホール使用後について

- ホールに物品を持ち込んで出たゴミ（弁当がら等）は必ずお持ち帰りください。
- 使用した備品（イス・机等）は元の位置に片づけてください。
※わからない場合はスタッフにお尋ねください。
- 退館するときは、使用時間、使用人数、冷暖房の使用の有無を公民館窓口にある施設使用簿に必ず記入をしてください。
※使用簿がわからない場合は、公民館事務所内の職員にお尋ねください。
- その他、解らないことがありましたら、勝央町公民館（Tel：0868-38-1753）まで、お尋ねください。